

## 貨物の積卸しについて税関職員に呈示しなければならない書類

最終改正

|                     |
|---------------------|
| 掲 示 第 1 3 号         |
| 昭 和 4 9 年 4 月 1 日   |
| 掲 示 第 3 2 号         |
| 平 成 1 8 年 3 月 2 2 日 |

関税法施行令第15条第1項第4号の規定に基づき、貨物の積卸しについて税関職員に呈示しなければならない書類を次のとおり指定する。

### 1 貨物の船（機）積関係

- (1) 外国貨物を積み戻しする場合  
保税運送により外国貿易船へ運送後直ちに積み込まれる場合の積み戻し許可書（運送承認書兼用）
- (2) 貨物を輸出する場合
  - イ 保税運送により外国貿易船へ運送後直ちに積み込まれる場合の輸出許可書（運送承認書兼用）
  - ロ 輸出を条件として、関税若しくは内国消費税（消費税を除く。）の軽減、免除又は払戻し若しくは還付を受け又は受けようとする輸出貨物に係る輸出許可書
  - ハ 特定輸出申告を行い、その許可を受けた輸出貨物に係る輸出許可書
- (3) 外国貨物を保税運送する場合  
外国貨物運送承認書

### 2 貨物の船（機）卸関係

- (1) 本船扱による場合  
輸入許可書
- (2) 外国貨物を他所蔵置する場合  
他所蔵置許可書
- (3) 保税運送貨物を船（機）卸する場合  
外国貨物運送承認書
- (4) 不用船（機）用品を船（機）卸する場合  
不用船（機）用品通関許可書（旅具通関扱いを除く。）

### 附 則

この指定の取扱いは、平成18年3月1日から適用する。